

笠こ第 号  
令和4年12月19日

各施設長 殿

笠岡市教育委員会  
教育長 岡田 達也  
笠岡市こども部  
こども部長 中嶋 徹

## 新型コロナウイルス感染症における休園基準の変更に関するお知らせ

各園におきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止について継続的な取組をいただいているところですが、寒冷の時期を迎え、市内外の感染者の増加を懸念しているところです。

そうした中、就学前施設での感染状況を踏まえ、子どもの教育・保育の保障とともに保護者の就労支援を考慮し、新型コロナウイルス感染防止対策としての休園基準の一部を変更することといたしました。

つきましては、今後は、下記のとおりとしますので、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

なお、感染予防対策につきましては、健康管理や換気、マスク着用や、手指消毒の励行等の園内での感染予防の徹底はもとより、保護者にも十分な啓発を図るように努めるなど、引き続き危機意識をもって取り組んでいただきますよう併せてお願いいたします。

### 記

#### 1 休園基準の変更の内容

臨時休園にあたり、全体休園のほか、一部休園（3歳未満や3歳以上、年齢・学級ごとなど）も可とする。※以下、「休園単位」という。

一部休園は、園・所の構造や過ごし方や園医の意見などを踏まえ、各園・所が感染対策が可能であると判断する場合とする。

#### ◇休園措置の対象人数、期間については変更ありません。

- ・休園単位で1人目の感染者が出た場合は、休園は行わず、消毒作業を十分に行って通常通りの園生活を続ける。
- ・休園単位で感染者が1人確認された後、当該感染者の最終登園日の翌日から4日間のうちに、休園単位で2人目の感染者が確認された場合、原則2人目の感染者の最終登園日の翌日から4日間の休園を休園単位毎に行う。

#### 2 休園基準の変更に伴う留意事項

◇一部休園については、陽性者の報告の際、こども育成課と協議して決定する。

◇休園期間中の必要な児童の預かりについてはこれまで通りとするが、職員体制や感染対策を十分に配慮する。

### 3 休園基準の変更に伴う感染防止対策例

- ◇建物の棟や階が違う場合は、児童、職員などの交流は行わないようにする。
- ◇可能な場合は、クラス間の交流も控える。
- ◇可能な場合は、トイレは共用しないようにする。
- ◇園庭での活動などは、可能な限り時間差をつけて行うなど、異年齢の児童の交流を控えるようにする。

### 4 休園期間中の健康観察

- ◇休園中は、園から対象児童の各家庭への健康観察を行う。本人及び家族の体調に変化がある時は、家庭から園へ速やかに連絡するよう依頼しておく。

### 5 休園延長の判断

- ◇感染拡大状況にある場合や健康観察により体調不良の児童が多い場合は、笠岡市新型コロナウイルス感染症対策本部と協議のうえ、休園の延長を検討する。

### 6 その他

- ◇休園となった場合、感染拡大防止の観点から笠岡市新型コロナウイルス感染症対策本部の指示により、対象児童に個別に抗原検査の受検を依頼する場合があります。
- ◇こども育成課への連絡及び「新型コロナウイルス感染等報告書」の提出は、引き続き速やかにお願ひします。